

# 大分県報

平成二十九年  
第二九三四号  
十一月十七日

（金曜日）

## 目次

大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出（二件）	一
教育委員会告示	二
平成三十年度大分県立学校職員（海事職〔通信長〕）採用選考実施要項	三
平成三十年度大分県立学校実習助手採用選考試験実施要項	四
公共測量の実施	七

## ○告示

### 大分県告示第六百三十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成二十九年十一月十七日

大分県知事 広瀬 貞

#### 一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
別府市の手ライフガーデン
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所  
株式会社関西トラスト  
代表取締役 宮地 茂雄  
大阪府大阪市西区南堀江一丁目十二番十九号

### 3 変更した事項

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
変更前 代表取締役 堀端 孝治  
変更後 代表取締役 宮地 茂雄
- (二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名  
変更前 株式会社オーケー  
代表取締役社長 大城 英男  
大分市高崎三丁目一番二十五号  
株式会社セリア  
代表取締役社長 河合 宏光  
岐阜県大垣市外渕二丁目三十八番地  
株式会社西松屋チエーン  
代表取締役社長 大村 禎史  
兵庫県姫路市飾東町庄二百六十六番一号  
株式会社大分ヒート  
代表取締役 橋本 知宏  
別府市山の手町九番四十号  
株式会社ありがとうサービス  
代表取締役 井本 雅之  
愛媛県今治市八町西三丁目六番三十号  
変更後 株式会社新鮮マーケット  
代表取締役社長 木本 泰雄  
大分市大分流通業務団地二丁目二番二号  
株式会社セリア  
代表取締役社長 河合 映治  
岐阜県大垣市外渕二丁目三十八番地  
株式会社西松屋チエーン  
代表取締役社長 大村 禎史  
兵庫県姫路市飾東町庄二百六十六番一号  
株式会社ありがとうサービス  
代表取締役 井本 雅之

4 変更の年月日

愛媛県今治市八町西三丁目六番三十号

(一) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

平成二十八年二月二十四日

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社新鮮マーケット 平成二十八年六月二十四日

株式会社セリア 平成二十六年六月二十四日

株式会社大分ヒート 平成二十五年六月三十日

二 届出年月日

平成二十九年十月十六日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

平成二十九年十一月十七日から平成三十年三月十九日まで

2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課及び大分県東部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成三十年三月十九日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県東部振興局に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第六百三十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成二十九年十一月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパードラッグコスモス国東店

2 届出者の氏名又は名称及び住所  
三井住友ファイナンス&リース株式会社

代表取締役 橘 正喜

3 変更した事項  
東京都千代田区丸の内一丁目三番二号

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前 代表取締役 川 村 嘉 則

変更後 代表取締役 橘 正 喜

4 変更の年月日  
平成二十九年六月二十七日

二 届出年月日

平成二十九年十月十日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

平成二十九年十一月十七日から平成三十年三月十九日まで

2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課及び大分県東部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成三十年三月十九日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県東部振興局に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

○教育委員会告示

大分県教育委員会告示第十一号

平成三十年大分県立学校職員（海事職〔通信長〕）採用選考を次の要項により実施する。

平成二十九年十一月十七日

大分県教育委員会

平成30年度大分県立学校職員（海事職〔通信長〕）採用選考実施要項  
大分県教育委員会

- 1 目的  
大分県立学校の海事職（通信長）を志望する者について、平成30年度採用に当たつての選考資料とするために実施する。
- 2 選考対象の職種、採用予定者数及び職務内容

職 種	採用予定者数	職 務 内 容
海事職（通信長）	1人	大分県立海洋科学高等学校に勤務し、同校所属の実習船の通信長として、各種航海における通信業務に従事する。

- 3 任用期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで（1年）

- 4 受験資格  
次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）に規定する一級海技士（通信）若しくは二級海技士（通信、電子通信）の資格を有する者又は平成30年3月31日までに当該免許を取得見込みの者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項に該当しない者
- (3) 平成30年4月1日以降の採用に応じられる者
- ※ 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消すことがある。また、県職員としてふさわしくない非違行為があった場合は、合格を取り消すことがある。
- ※ 上記(1)の資格を平成30年3月31日までに取得できなかった場合には、この選考に合格しても採用されない。

- 5 出願等手続

- (1) 願書受付期間及び提出方法

願書受付期間	平成29年11月17日（金）から同年12月11日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
--------	--

提出方法は、次の①又は②とする。

①持参による場合	・5(2)の書類の提出先に持参すること。 ・受付時間は、8：30～17：15とする。
②郵送による場合	・簡易書留とし、封筒の表に「海事職（通信長）願書在中」と朱書きすること。

・平成29年12月11日（月）到着のもの（必着）まで有効とする。

- (2) 書類の提出先  
大分市府内町3丁目10番1号 大分県庁舎 別館7階  
大分県教育庁 教育人事課 採用試験・免許班  
郵便番号 870-8503 電話 (097) 506-5517
- (3) 提出書類

提出物	注意事項等
① 願 書	・必要事項を記入し、写真を貼付すること。
② 受験票	・必要事項を記入すること。
③ 海技免状の写し	・一級海技士（通信）又は二級海技士（通信、電子通信）の免状の写しを同封すること。 ※ 取得見込みの者は、取得後直ちに提出すること。
④ 返信用封筒2枚（「受験票送付用」及び「選考結果通知用」）	・82円切手を貼り、住所及び氏名を明記すること（宛名は「〇〇様」とすること。）。 ・封筒の規格は、23.5cm×12cm（長形3号）、糊付き封筒とする（両面テープ貼付可）。
⑤ 自己紹介書	・所定のもの（ボールペンで記入すること。）

(注意) ア 必要書類及び記載事項が不備の場合は、受け付けないことがある。

イ 願書と受験票は切り離さないこと。

ウ 願書、受験票及び自己紹介書は、大分県教育委員会のホームページ（<http://www.pref.oita.jp/site/oita.jp/site/kyoiku>）からも入手できる。

エ 受験料は不要である。

- (4) 受験票の交付  
平成29年12月14日（木）頃本人宛て発送する。平成29年12月20日（水）を過ぎても受験票が届かない場合は、5(2)の書類の提出先まで連絡すること。

- 6 選考試験

- (1) 期 日  
平成29年12月23日（土）
- (2) 試験場  
大分県庁舎 別館6階 61会議室（大分市府内町3丁目10番1号）  
(注意) 受験者による県庁舎駐車場の利用はできない。
- (3) 試験内容及び日程

大分県教育委員会

試験内容	・個人面接（30分） 人物・教養・専門性などについての個人面接
日程	・受験票送付の際、受験者ごとに日程を通知する。

- (4) 携行品 受験票
- (5) 選考結果

選考の結果は、平成29年12月27日（水）午前9時に、大分県庁舎本館1階の県政掲示板（県民室横）に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に文書で通知する。また、合格者の受験番号は、大分県教育委員会のホームページ（<http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku>）にも掲載する。

- 7 試験の配点  
個人面接 200点

- 8 得点等の送付・開示  
受験者全員に対して、選考試験の得点を、選考試験の結果とともに送付する（口頭による開示（簡易開示）は行わない。）。

- 9 合格者の行方手続等  
合格者は、指定する日までに採用のための必要書類を提出すること。詳細は、合格者に対して通知する。

- 10 採用及び給与  
(1) 合格者は、平成30年4月1日付けで採用する。

- (2) 採用時の給料は、職員の給与に関する条例（昭和32年大分県条例第39号）等の規定に基づき決定する。その他扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の諸手当を、それぞれの支給要件に応じて支給する。
- なお、採用前の職歴を有する者は、条件に応じて加算される。

- 11 その他  
携帯電話等は、試験場内では電源を切り、かばん等に入れておくこと。携帯電話を時計代わりに使用することはできない。

大分県教育委員会告示第十二号

平成三十年度大分県立学校実習助手採用選考試験を次の要項により実施する。  
平成二十九年十一月十七日

大分県教育委員会  
平成30年度大分県立学校実習助手採用選考試験実施要項

- 1 目的  
大分県立学校実習助手を志望する者について、平成30年度採用に当たっての選考資料とするため、これを実施する。
- 2 求められる実習助手像  
実験又は実習に関する専門的な事項について、教諭の職務を助けることのできる知識と実践的指導力をもち、かつ、職務に対する使命感にあふれる者
- 3 選考対象、採用予定者数及び職務の内容

志望種	採用予定者数	職務の内容
工業（機械） 実習助手	1人	工業（機械）に関する実験又は実習について、教諭の職務を助ける。
工業（電気） 実習助手	1人	工業（電気）に関する実験又は実習について、教諭の職務を助ける。
農業実習助手	1人	農業に関する実験又は実習について、教諭の職務を助ける。
水産（機関） 実習助手	1人	水産（機関）に関する実験又は実習について、教諭の職務を助ける。
水産（航海） 実習助手	1人	水産（航海）に関する実験又は実習について、教諭の職務を助ける。
合計	5人	

- ※ 各志望種において同一の試験を実施するか、障がい者については願書の記載事項を審査の上、障がいの種類や程度に応じた受験上の配慮を行う。

- 4 受験資格  
次の①から④までの全ての要件を満たすとともに、志望種ごとに⑤から⑨までのいずれかの要件を満たす者に限る。
- ① 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項に該当しない者
  - ② 昭和52年4月2日以降に生まれた者
  - ③ 県内のどこにでも赴任できる者
  - ④ 自力で通勤が可能であり、かつ、介助なしに実習助手としての職務遂行が可能なる者
  - ⑤ 工業（機械）実習助手を志望する者は、工業に関する学科の高等学校を卒業した者（平成30年3月卒業見込みの者を含む。）又はそれと同等以上の前記学科に関する学力を有すると認められる者

<p>⑥ 工業（電気）実習助手を志望する者は、工業に関する学科の高等学校を卒業した者（平成30年3月卒業見込みの者を含む。）又はそれと同等以上の前記学科に関する学力を有すると認められる者</p> <p>⑦ 農業実習助手を志望する者は、農業に関する学科の高等学校を卒業した者（平成30年3月卒業見込みの者を含む。）又はそれと同等以上の前記学科に関する学力を有すると認められる者</p> <p>⑧ 水産（機関）実習助手を志望する者は、水産に関する学科の高等学校を卒業した者（平成30年3月卒業見込みの者を含む。）又はそれと同等以上の前記学科に関する学力を有すると認められる者であり、かつ、3級以上の海技士（機関）の海技免許を現に所 有している者又は平成30年3月31日までに取得見込みの者</p> <p>⑨ 水産（航海）実習助手を志望する者は、水産に関する学科の高等学校を卒業した者（平成30年3月卒業見込みの者を含む。）又はそれと同等以上の前記学科に関する学力を有すると認められる者であり、かつ、3級以上の海技士（航海）の海技免許を現に所 有している者又は平成30年3月31日までに取得見込みの者</p> <p>5 出願等手続</p> <p>(1) 願書受付期間及び提出方法等</p> <table border="1"> <tr> <td>願書受付期間</td> <td>平成29年11月17日（金）から12月1日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）</td> </tr> </table> <p>提出方法は、次の①又は②とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>①持参による場合</td> <td>・5(2)の書類の提出先に持参すること。 ・受付時間は、8：30～17：15とする。</td> </tr> <tr> <td>②郵送による場合</td> <td>・簡易書留とし、封筒の表に「実習助手願書在中」と朱書きすること。 ・平成29年12月1日（金）の消印のあるものまで有効とする。</td> </tr> </table> <p>(2) 書類の提出先 大分市府内町3丁目10番1号 大分県庁舎別館7階 大分県教育庁 教育人事課 採用試験・免許班 郵便番号870-8503 電話 (097) 506-5518</p> <p>(3) 提出書類</p> <table border="1"> <tr> <td>提出物</td> <td>注意事項等</td> </tr> <tr> <td>① 願 書</td> <td>・必要事項を記入し、写真を貼付すること。</td> </tr> <tr> <td>② 受 験 票</td> <td>・必要事項を記入すること。</td> </tr> </table>	願書受付期間	平成29年11月17日（金）から12月1日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）	①持参による場合	・5(2)の書類の提出先に持参すること。 ・受付時間は、8：30～17：15とする。	②郵送による場合	・簡易書留とし、封筒の表に「実習助手願書在中」と朱書きすること。 ・平成29年12月1日（金）の消印のあるものまで有効とする。	提出物	注意事項等	① 願 書	・必要事項を記入し、写真を貼付すること。	② 受 験 票	・必要事項を記入すること。
願書受付期間	平成29年11月17日（金）から12月1日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）											
①持参による場合	・5(2)の書類の提出先に持参すること。 ・受付時間は、8：30～17：15とする。											
②郵送による場合	・簡易書留とし、封筒の表に「実習助手願書在中」と朱書きすること。 ・平成29年12月1日（金）の消印のあるものまで有効とする。											
提出物	注意事項等											
① 願 書	・必要事項を記入し、写真を貼付すること。											
② 受 験 票	・必要事項を記入すること。											

<p>③ 返信用封筒 2枚 （「受験票送付用」及び「第1次試験結果通知用」）</p> <p>・82円切手を貼り、住所、氏名を明記すること（宛名は「〇〇様」とすること。）。 ・封筒の規格は、23.5cm×12cm（長形3号）、糊付き封筒とする（両面テープ貼付可）。</p>
---

(注意) ア 必要書類及び記載事項が不備の場合は、受け付けないことがある。  
イ 願書と受験票は切り離さないこと。  
ウ 願書及び受験票は、大分県教育委員会のホームページ（<http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>）からも入手できる。  
エ 受験料は不要である。  
オ 障がい等があり、試験場において配慮を必要とする受験者は、願書の「受験上の配慮」欄にその旨を記入すること。

(4) 志望種等  
出願する志望種は、工業（機械）実習助手、工業（電気）実習助手、農業実習助手、水産（機関）実習助手又は水産（航海）実習助手のいずれか一つとすること。併願はできない。また、出願後の志望種の変更は認めない。

(5) 受験票の交付  
平成29年12月8日（金）頃本人宛て発送する。平成29年12月14日（木）を過ぎても受験票が届かない場合は、5(2)の書類の提出先まで連絡すること。

6 第1次試験

(1) 期 日  
平成29年12月23日（土）

(2) 試験場  
大分県庁舎新館14階 大会議室（大分市大手町3丁目1番1号）  
(注意) ア 受験者による県庁舎駐車場の利用はできない。  
イ 試験場内及び試験会場周辺は、禁煙である。

(3) 日程及び試験内容

時 間	試験等	内 容 等
9：00	入室完了	・試験室には8：30から入室可
9：00～9：20	出欠確認、諸注意	
9：20～10：20	教養試験	・基本的な一般教養
10：50～11：50	専門試験	・志望種についての専門的な知識及び技能

(注意) 教養試験及び専門試験に遅刻した場合は、試験開始後30分以内の遅刻に限り、受験を認める。

(4) 携行品

携行品	注意事項等
① 受験票	
② 筆記用具	・黒鉛筆又はシャープペンシル (HB程度) 、消しゴム
③ 時計	・計時機能だけのものに限る。

(5) 試験結果

① 第1次試験の合格者数は、採用予定者数の4倍とする。

なお、合格ラインの範囲内であっても成績が著しく低い場合は、合格者としてない。

※ 合格ライン：採用予定者数の4倍

※ 成績が著しく低い場合：第1次試験の得点率が40% (150点満点中60点) 以下に該当する場合

② 第1次試験の結果は、平成30年1月16日 (火) (予定) 午前9時、大分県庁舎本館1階の県政掲示板 (県民室横) に第1次試験の合格者の受験番号を掲示するとともに、別途受験者全員宛て文書で通知する。

また、第1次試験の合格者の受験番号は、大分県教育委員会のホームページ (<http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>) にも掲載する。

③ 第1次試験の教養試験及び専門試験の「正解・配点」を大分県教育委員会のホームページ (<http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>) に掲載する。

7 第2次試験

第1次試験の合格者について、以下のとおり第2次試験を実施する。

なお、日程等の詳細は、第1次試験結果通知の際に通知する。

(1) 期 日

平成30年1月31日 (水)

(2) 試験場

大分県教育センター (詳細は、第1次試験結果通知の際に通知する。)

(注意) 試験場内及び試験場周辺は、禁煙である。

(3) 試験内容

試験	内容等

面接 I	職務に関する口頭試問
面接 II	人物評価に関する個人面接

(4) 試験結果

第2次試験の結果は、平成30年2月9日 (金) (予定) 午前9時、大分県庁舎本館1階の県政掲示板 (県民室横) に第2次試験の合格者の受験番号を掲示するとともに、別途受験者全員宛て文書で通知する。

また、第2次試験の合格者の受験番号は、大分県教育委員会のホームページ (<http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>) にも掲載する。

なお、採用予定数内であっても、第2次試験の成績が著しく低い場合は、合格者としてない。

※ 成績が著しく低い場合：第2次試験の得点率が40% (250点満点中100点) 以下に該当する場合

8 各試験の配点

試験	第1次試験 (150点)		第2次試験 (250点)	
	教養試験	専門試験	面接 I	面接 II
配点	50点	100点	100点	150点

(注意) 第2次試験の合格者は、第1次試験及び第2次試験の総合成績により決定する。

9 得点等の送付・開示

受験者全員に対して、第1次試験及び第2次試験の得点及び総合点を、各試験の結果の通知とともに送付する。

10 合格者の行う手続等

第2次試験の合格者は、指定する日までに健康診断書 (所定用紙) を提出すること。詳細は、第2次試験合格者に対して通知する。

11 採用

(1) 選考試験の合格者は、平成30年4月1日付けで採用するものとする。

(2) 選考試験の合格者であっても、大分県教育関係職員健康診断審査会の結果、「就労不可」と判断された場合は採用しない。

(3) 願書等の記載事項に虚偽があった場合や、実習助手としてふさわしくない非遵行為があった場合は、合格を取り消すことがある。

12 その他

- (1) 携帯電話等は、試験場内では電源を切り、かばん等に入れておくこと。  
(2) 過去の試験問題等は、以下の場所でご覧している。  
大分県情報センター（大分県庁舎本館1階） 電話 (097) 506-2285  
郵便番号 870-8501 大分市大手町3丁目1番1号  
問合せ 9:00~17:00（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

## ○公 告

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次のとおり大分県地方務局長から公共測量の実施について通知があった。  
平成二十九年十一月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 作業の種類  
公共測量（登記所備付地図作成作業）
- 二 作業の地域  
大分市長浜町一丁目、二丁目及び三丁目の各一部  
大分市錦町一丁目、二丁目及び三丁目
- 三 作業の期間  
平成二十九年十一月一日から平成三十年二月二十八日まで

平成二十九年十一月十七日

大分県報（教育委告示・公告）